

四 意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項 (同法第四十

三条の二第二項 (同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。) 及び同法第四十

三条の三第三項において準用する場合を含む。) に規定する期間内に提出する、意匠法第十五

条第一項において準用する特許法第四十三条第三項 (同法第四十三条の二第二項 (同法第四

十三条の三第三項において準用する場合を含む。) 及び同法第四十三条の三第三項において準

用する場合を含む。) の規定により同法第四十三条第一項 (同法第四十三条の二第二項 (同法

第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。) 及び同法第四十三条の三第三項において準

用する場合を含む。) 、同法第四十三条の二第二項 (同法第四十三条の三第三項において準

用する場合を含む。) 又は同法第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の

主張の基礎とした出願の番号を記載した書面

五 意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項 (同法第四十

三条の二第二項 (同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。) 及び同法第四十

三条の三第三項において準用する場合を含む。) に規定する期間内に提出する、意匠法第十五

条第一項において準用する特許法第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第二項 (同法第四

十三条の三第三項において準用する場合を含む。) 及び同法第四十三条の三第三項において準

用する場合を含む。) の規定により提出すべき、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C

(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出

願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、そ

の出願の際の書類で願書及び図面に相当するものの謄本若しくはこれらと同様な内容を有す

る公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したもの又は第十二項において準用す

する特許法施行規則第二十七条の三の三第三項に規定する事項を記載した意匠法第十五条第

一項において準用する特許法第四十三条第五項 (同法第四十三条の二第二項 (同法第四十三

条の三第三項において準用する場合を含む。) 及び同法第四十三条の三第三項において準用す

る場合を含む。) に規定する書面

9

複数意匠一括出願手続についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は意匠法

第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の三第二項の特定国において優先権を主張

するための書類について証明書の交付を請求する者は、その主張をする旨及び出願をしようと

する国の国名を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、

特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができ

る。

10 特許庁長官が複数意匠一括出願手続について次に掲げる要件を満たすものと認めたときは、
当該手続により提出される意匠登録出願について第十九条第三項において読み替えて準用する
特許法施行規則第二十八条の規定を適用する。

一 意匠法第六十八条第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は同法第

九条の規定を満たすとき

二 意匠法又は同法に基づく命令で定める方式を満たすとき

三 第六項の手数料が納付されたとき

四 第五項第六号に規定する記載をした場合又は第八項第一号に規定する書面を提出した場合
は、複数意匠一括出願手続の日から意匠法第四条第三項に規定する期間が経過したとき

〔新設〕